

## 吸収合併に係る事後開示書面

令和8年4月1日

兵庫県尼崎市中浜町10番地1  
神鋼鋼線工業株式会社  
代表取締役 北山 修二



当社は、令和8年2月6日付けで尾上ロープ加工株式会社との間で締結した吸収合併契約（以下「本吸収合併」という。）に基づき、令和8年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、尾上ロープ加工株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。

本吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 吸収合併が効力を生じた日

令和8年4月1日

#### 2. 吸収合併消滅会社における差止請求、反対株主の買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

##### (1) 差止請求

尾上ロープ加工株式会社に対し、吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。

##### (2) 反対株主の買取請求

尾上ロープ加工株式会社において、反対株主の買取請求をした株主はありませんでした。

##### (3) 新株予約権買取請求

尾上ロープ加工株式会社は新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

##### (4) 債権者の異議

尾上ロープ加工株式会社は、令和8年2月25日付で官報に公告を行い、知れたる債権者には各別の催告を行いました。これらの結果、異議を述べた債権者はありませんでした。

#### 3. 吸収合併存続会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議

### に関する手続きの経過

#### (1) 差止請求

当社に対し、吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。

#### (2) 反対株主の買取請求

当社において、反対株主の買取請求をした株主はありませんでした。

#### (3) 債権者の異議

当社は、令和8年2月25日付で官報によって公告し、定款の定めに従い電子公告を行いました。これらの結果、異議を述べた債権者はありませんでした。

#### 4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、尾上ロープ加工株式会社の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継しました。

#### 5. 会社法第782条1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面別紙のとおりです。

#### 6. 会社法921条の変更の登記をした日

令和8年4月1日（予定）

#### 7. その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。